



# ○子育て世帯訪問支援事業のご案内○

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦等に対して訪問支援員が居宅を訪問し、家事・育児を支援するサービスです。

## 《支援内容》

- ①家事支援【掃除、洗濯、買物（生活必需品）、食事準備 など】
- ②育児支援【育児のサポート、児童の送迎（原則徒歩）など】
- ③相談支援【子育てに関する相談、助言、情報提供 など】

## 《利用方法》

- ①こども家庭支援課にご相談下さい。  
担当者がご家庭の状況等の詳細聞き取りをさせていただきます。
- ②利用申請書を提出する。  
利用を希望される場合は、こども家庭支援課に利用申請書を提出していただきます。  
また、訪問をさせていただき、支援内容（期間や回数、日程等）について一緒に相談しながら検討させていただきます。
- ③利用の決定を受ける。  
こども家庭支援課で審査を行い、利用について決定します。利用が決定したら決定通知書をお送りします。
- ④訪問支援を受ける。  
支援開始日までに、支援内容の再確認と訪問支援員との顔合わせのために訪問をさせていただきます。利用者負担額が必要な方については、支援終了後に利用者負担額をお支払いいただきます。

## 《利用者負担額》

世帯の区分に応じて、利用者負担額が異なります。

世帯区分	利用者負担額
生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受給する世帯に属する者	無料
市民税が非課税である者	無料
市民税の均等割のみが課税される者	無料
市民税の所得割額が77,101円未満の者	無料
その他の者	1時間当たり300円



## 【問い合わせ先】

羽曳野市こどもえがお部こども家庭支援課 家庭児童相談担当  
 住所：羽曳野市誉田4-2-3 羽曳野市立保健センター2階事務室  
 電話：072-956-1000

